

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

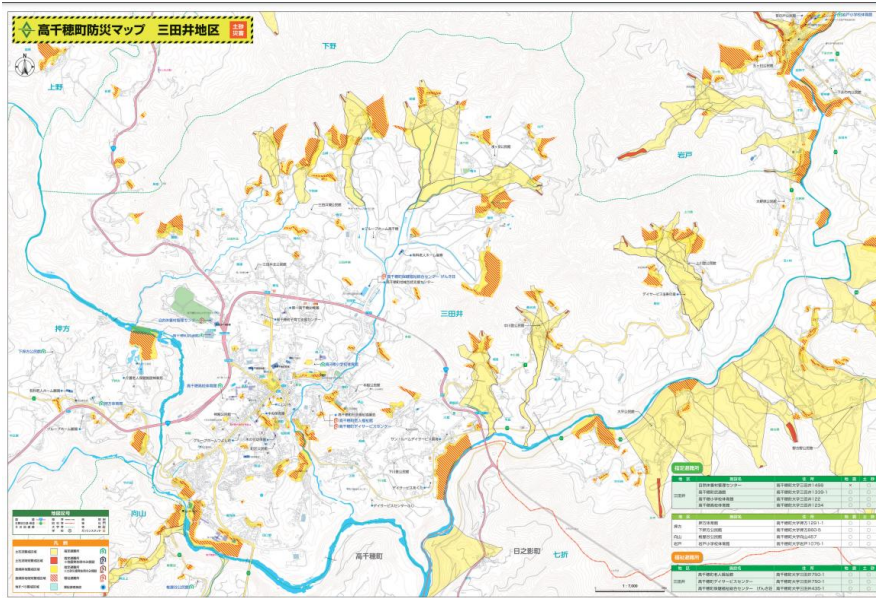
(洪水：高千穂町防災マップ)

当町の防災マップによると、市街地地域において洪水は想定されていない。過去の浸水実績も河川周辺となっており、商工業者・小規模事業者への影響は少ないと考えられる。

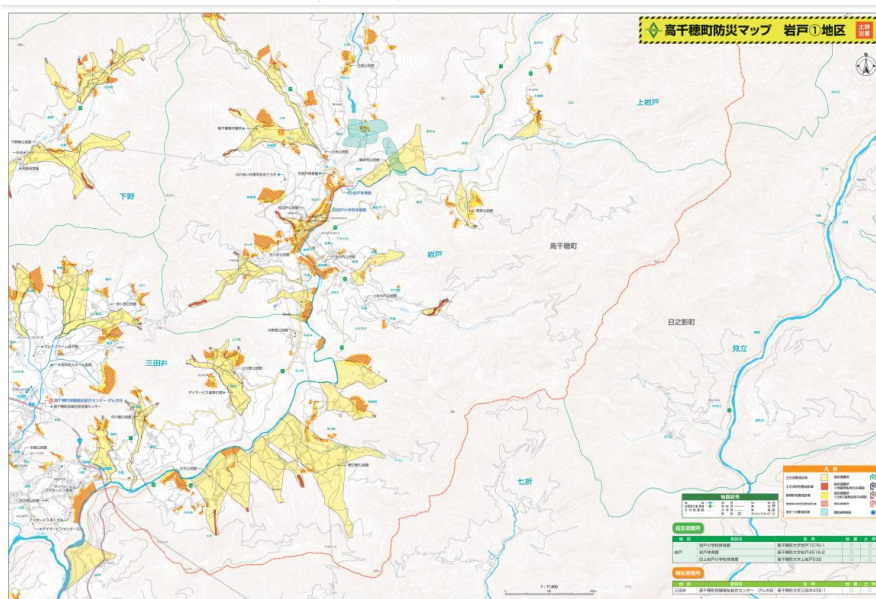
(土砂災害：高千穂町防災マップ)

当町の防災マップによると、山間部に位置するため市街地地域を含む広範囲が土石流の警戒区域となっている。各地区を結ぶ主要道路沿いや集落周辺にも土石流警戒区域及び傾斜地特別警戒区域が点在し、土砂災害に伴う交通網の遮断により、地域の分断・集落の孤立が懸念される。

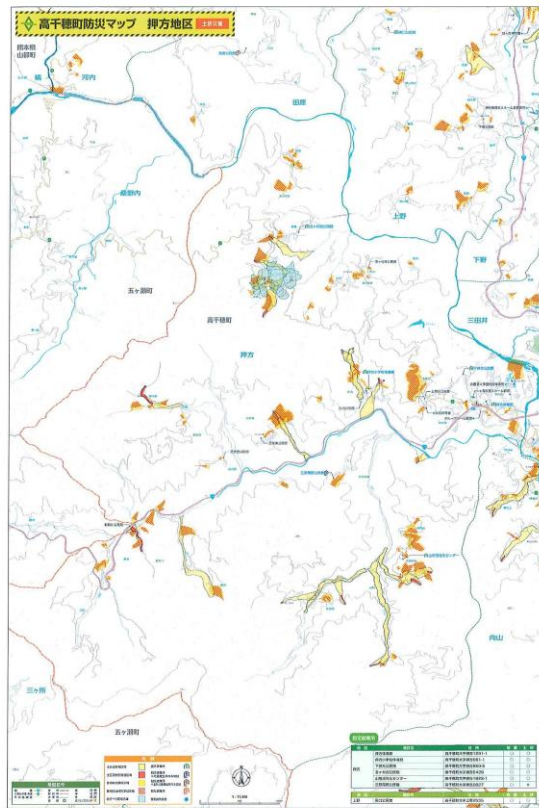
・ 防災マップ 三田井地区



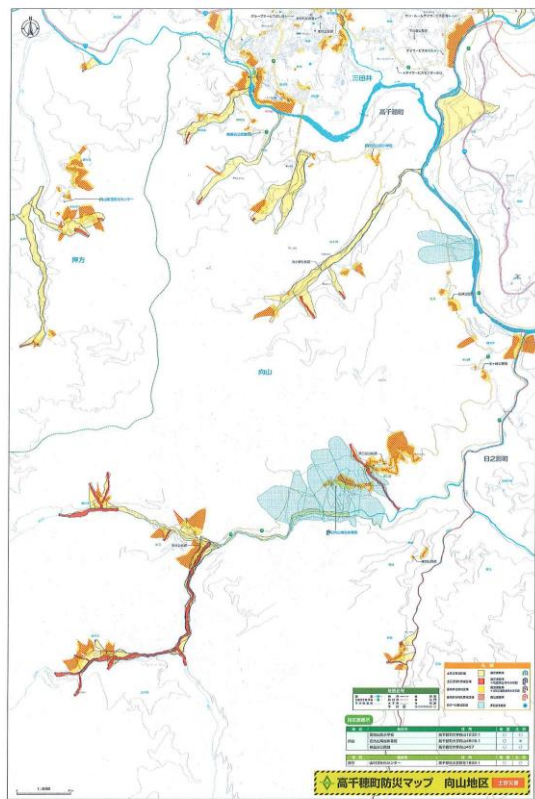
岩戸地区



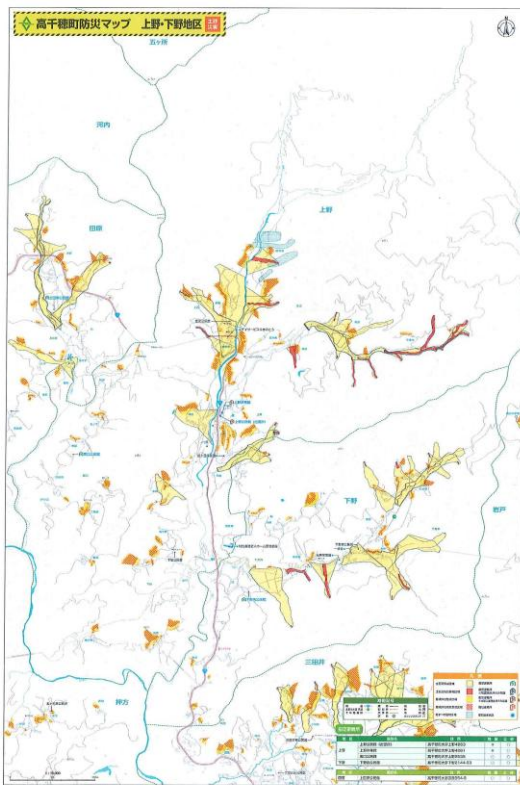
押方地区



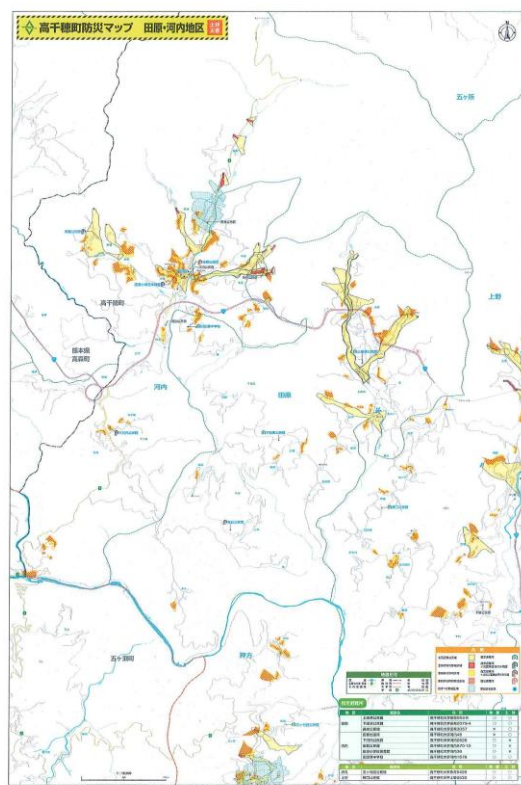
向山地区



上野・下野地区



田原・河内地区



(地震：地震ハザードステーション J-SHIS)

地震ハザードステーション (2020 年版) によると、高千穂町における今後 30 年間の発生確率は、震度 5 弱…83.0%、震度 5 強…42.2%、震度 6 弱…7.3%、震度 6 強…0.3%となっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業の状況 (令和 3 年 8 月 1 日時点・商工会独自調査)

- ・ 商工業者数 4 8 9 事業者
- ・ 小規模事業者数 4 2 1 事業者

【内訳】

業種名	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	78	69	町内全域
製造業	51	45	町内全域
卸売業	8	5	三田井
小売業	125	100	町内全域
飲食店・宿泊業	104	100	町内全域 (約 8 割は三田井)
サービス業	105	90	町内全域 (約 8 割は三田井)
その他	18	12	三田井に集中 (金融・不動産・運輸等)

(3) これまでの取組

1) 高千穂町の取組

- ・ 高千穂町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・ 高千穂町防災マップの作成及び周知

2) 当会の取組

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・ 事業者 B C P セミナー等の周知
- ・ ビジネス総合保険への加入促進

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取り組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月 1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・会報や町広報、ホームページ、SNSページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に感染症対策に関する支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和8年度を目途に商工会の事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・宮崎県商工会連合会が連携協定を結ぶ損保会社（東京海上日動火災保険㈱等）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害・生命・傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・高千穂町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る 訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当会と当町の連絡ルートの確認等を行う訓練は 必要に応じて実施する。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.2 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1 週間	1 日に 2 回共有する。
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する。
2 週間～1 か月	3 日に 1 回共有する。
1 か月以降	7 日に 1 回共有する。

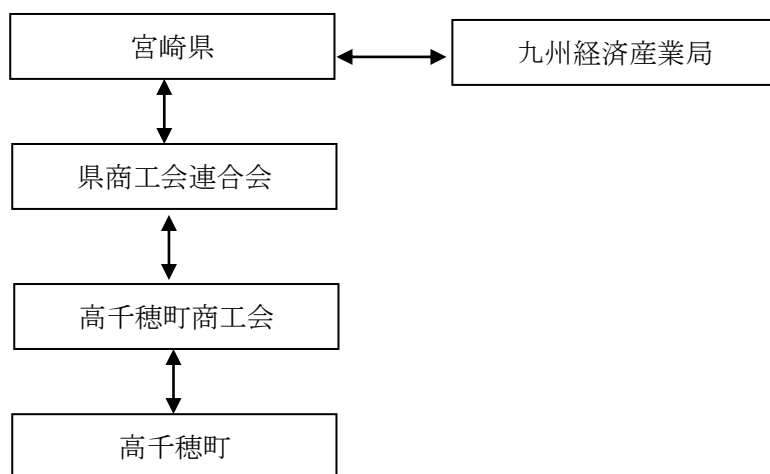
- ・当町で取りまとめた感染症対策についてのガイドラインを踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算

定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・ 当会と当町が共有した情報を、宮崎県の指定する様式に記載し、当会より（県商工会連合会を通じて）宮崎県へ報告する。
- ・ パソコンによる報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- ・ 感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会又は当町より宮崎県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する）。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

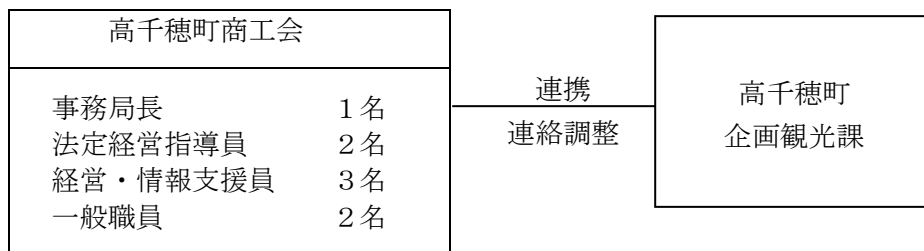
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 柏田 悠翔(連絡先は後述(3)の①参照)

経営指導員 林田 晃拓(連絡先は後述(3)の①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

・本計画の具体的な取り組みの企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

高千穂町商工会

〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井778

TEL: 0982-72-2350 / FAX: 0982-72-4873

E-mail: takachiho@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

高千穂町企画観光課

〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13

TEL: 0982-73-1207 / FAX: 0982-73-1234

E-mail: kikaku@town-takachiho.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
・セミナー開催費（チラシ印刷、郵送料等）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高千穂町商工会運営補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 宮崎県宮崎市広島 2－5－1 1 宮崎東京海上日動ビル 宮崎支店長 太田垣 大将
連携して実施する事業の内容 ・自然災害及び感染症等によるリスクや損害を軽減するため、小規模事業者が抱えるリスクを把握し、BCP策定支援、巡回指導やセミナーによるリスクファイナンス等の普及啓発を行い、平時におけるBCPへの意識醸成と緊急時の対応・行動指針の周知徹底を図る。 ① 事業継続計画（BCP）に関するセミナーの開催 ② BCP関連の損害保険の周知 ③ 防災・減災対策に関するアンケート調査の実施
連携して事業を実施する者の役割 ① セミナーの企画・運営・講師派遣（事業継続計画策定支援） ② 損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ③ 管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ※同社保険代理店が事業実施に全面的に協力する
連携体制図等